

介護予防や生活支援事業に使用する機能訓練室

護予防・生活支援拠点施 あることやこの施設は介 理に関する条例 援拠点施設の設置及び管 機能を併せ持つことから 設と谷戸地域集会施設の に上程され、新設条例で この条例は、6月7日

拠点施設と谷戸地域集会 施設の併用は可能か。 補助金の関係で厚生

審査の内容

産業厚生常任委員会へ付

次のとおりです。 賛成全員で可決されまし のと決定し、8日の本会 案のとおり可決すべきも と審査し、賛成全員で原 議で委員会報告を行い、 委員会の審査概要は 福祉課職員出席のも

介護予防·生活支援 用することはできるのか 会議室を谷戸自治会が使

間を午前9時から午後5 用し、本来の事業に支障 間外の時間帯や休日を利 準があり、 労働省の財産処分承認基 時とし、また、施行規則 点施設の条例で、開館時 を及ぼさない範囲で一時 合は、財産処分には該当 的に他用途に使用する場 しません。 介護予防・生活支援拠 施設の業務時

平成29年

会

般質問

般質問

平野議員

議案審議

議案審査

議案審議等

回定例会

中野議員·鈴木議員(P4)

南雲議員·田代議員(P5)

小澤議員·石内議員(P6) 飯田議員·齋藤議員(P7)

議案7件(条例、補正予算)

委員会報告1件(条例)、議 案2件(指定管理者、補正

予算)、同意8件(農業委 員)、各種報告などが行わ

委員会1件(条例)

れ、閉会しました。

(P8)

期 6月6日(火)~8日(木)

です。 間外の取り扱いを定めて いますので、 に休館日と施設の利用時 併用は可能

の主な審査の概要を掲載します。

産業厚生常任委員会で審査

託されました。委員会で

松田町介護予防・生活支

介護予防・生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例」について

ここでは、産業厚生常任委員会に付託された「議案第21号 松田町

者1件、同意8件を審議し、可決・同意しました。

ました。条例(新設2件・一部改正3件)、補正予算3件、

指定管理

第2回定例会は、6月6日から8日までの3日間の会期で開催され

6/6

6/7

6/8

拠点施設と谷戸地域集会 能である等の話し合いを を自治会が使うことも可 合いはできているのか。 元の谷戸自治会との話し 施設が併用になるが、地 [質] 介護予防・生活支援 しました。町の事業は、 事業予定や施設全体

用が可能になります。 事前に調整するので、 護事業を行っているとき [質] 機能訓練室で町が介

産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

この条例は、国の交付金事業で建設された介護予防・生活 支援拠点施設のため、従来の「地域集会施設等の設置及び管

うなっているのか。 週水曜日の午前中という 拠点施設の事業計画はど [質] 介護予防・生活支援 会も使用できます。 用していなければ、 呼吸法機能訓練を毎 使用は可能です。 な

も実施する予定です。 らい、地域の茶の間活動 を2から3ケ月に1回ぐ 護予防等講座・講演会等 しとで年間3回、 各種介

機能訓練室も町が使 自治

のは、相談室に保管しな は守られるのか。 談記録等のプライバシー 質相談室があるが、 いよう運用の中で行う予 答 個人情報に当たるも 相

実施します。 町の保健師が1人から? 15人を予定しています。 人と理学療法士がついて

理に関する条例」との相違点を中心に質疑を行いました。 また、介護予防や生活支援の実施計画について、 自治会と 調整されていることを確認しました。 審査の結果、施設を運営するために必要なものであるた め、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛 成することとしました。

- (1) 新たな地域の拠点施設として、先進的なモデル事業を導 入しているので、介護予防や日常生活に対する支援につい て積極的に取り組むこと。
- (2) 従来の地域集会施設としての機能を併せ持つことから、 自治会との連携により双方の機能を最大限活用できる施設 とすること。

1回何人ぐらいか。 [質] 呼吸法機能訓練は

答 1回あたり13人から